



～あなたも民商の共済会に～

会員・配偶者は無条件で加入可
同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース

NO.363 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎75-5272 FAX62-7392

2020/4/6

協会けんぽの3月分（4月納付分）からの健康保険・介護保険の料率が変わります

健康保険の保険料率は、9.63%から9.58%へ変更となります。

介護保険第2号被保険者（40歳から64歳までの方）は、健康保険料率9.58%に介護保険料率1.79%が加わります。

給与から社会保険を天引きしている場合は注意しましょう。

会場

民商事務所

日時

4月10日（金）

午後1時30分から
午後3時まで



労働保険

年度更新手続のお知らせ

◆年度更新の対象となる会員さんには、中条民商から案内文書が届きます。

◆労働保険の新規加入を受付しています。労災保険は、事業主や大工、左官などの一人親方等及びその家族従事者は、申請により特別加入できます。申し込み希望者は、事前に民商へ連絡をお願いいたします。

建設業許可「変更届」提出の相談会

建設業許可を取得している業者は、毎年決算期終了後4カ月以内に、決算に基づく変更届出書を提出しなければなりません。個人建設業の令和元年度決算による変更届は4月末が提出期限です。作成のためには、令和元年分の「工事経歴」などが必要です。該当者の方には、案内文書を送付いたしましたので準備をお願いします。

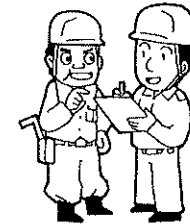
日時

4月6日（月）

午後3時から

会場

民商事務所



確定申告及び

消費税申告の提出はお済ですか？

令和元年分の確定申告及び消費税申告をまだ提出していない方は4月16日（木）が提出期限です。忘れずに提出しましょう。

新型コロナで払えない税金

納税緩和措置の活用を

新型コロナウイルスの影響で売り上げが減少し、納税が困難になった場合、「納税の猶予」や「換価の猶予」などの緩和措置制度を積極的に活用しましょう。「税金が払えない」とお悩みの方は民商へご相談を。

民商の共済

3日以上入院をしたら・・・

「入院見舞金」の請求をお忘れなく

民商の共済は、毎月千円です。3日以上入院した場合は、初日から1日三千円の入院見舞金が受け取れます。

■30日以内の入院は、病院発行の請求書または領収書のコピーを提出してください。また入院などをした場合は、民商へ連絡をお願いいたします。請求書を記入して頂きます。

4月の無料法律相談

日時

4月16日（木）

午前10時30分

会場

村上民商事務所

弁護士

新潟中央法律事務所

小淵真理子弁護士

※相談受付締め切り 4月13日（月）

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。
☆緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。
事務局まで連絡を。